新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策【第２５弾】

令和３年１２月２８日

厳しい状況にある市民生活の支援　　８８．２億円

○　住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（１世帯あたり現金10万円）の給付

申請不要

【注】原則、確認書の提出が必要

＜対象世帯＞　基準日（令和３年12月10日）において、令和３年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）で、世帯員に住民税の未申告者がいない世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

＜支給時期＞　確認書の提出があり次第、令和４年２月上旬頃から順次支給
※原則、過去の給付金支給時に登録した銀行口座に振込

申請要

＜対象世帯＞　① 世帯員に住民税の未申告者がいる住民税非課税世帯
② 住民税非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和３年１月以降の家計が急変し、世帯員全員が住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯

＜支給時期＞　上記①：申請に基づき、令和４年２月下旬頃から順次支給
上記②：申請に基づき、令和４年３月上旬頃から順次支給